

平成29年度第4回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成29年(2017年)11月1日(水)

14時00分～

場 所 滋賀県庁 大津合同庁舎7-D会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称)ドラッグコスモス八幡中山店 (法第5条第1項 新設)

ハイパーブックス彦根 (法第6条第2項 変更)

3. その他

4. 閉会

[14時00分 開会]

1. 開会

(挨拶 記録省略)

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

- 会長：これまでの御説明や取下げの件も含めまして、御質問等がございますか。
- 委員：今日の配布資料で18、19ページになりますが、騒音予測の表の見方が分からないので、教えていただきたいのです。等価騒音と夜間最大値の予測結果の表記で変更前、変更後というのは、どう見ればよろしいでしょうか。
- 事務局：この店舗に関しては、平成26年に届出されているのですけれども、当時の変更届出では全体小売面積が4,700㎡で届出されています。しかし、県意見通知後に計画変更になりまして、敷地内の店舗の内、サンミュージックA棟が縮小して立地することになったのです。このときに、店舗レイアウトの内、設備機器などの位置が変わっていきまして、今回の届出においては、変更前と表示があるのは、平成26年届出のときの店舗配置の場合における騒音予測ポイント、変更後というのは、現状の縮小した店舗配置における騒音予測ポイントでございます。
- 委員：設備機器などの位置が変わったので、レベルが上がっている訳ですか。
- 事務局：はい。
- 会長：よろしいですか。御説明によりますと、平成26年に変更届出があつて、届出られた内容と実際には違う状況で営業されていて、今回、変更届出があつたということですよ。
- 事務局：はい。
- 会長：前回届出された内容よりも高い騒音になっているということがあるというのは問題ではないでしょうか。
- 事務局：立地法で届出項目というのがございまして、今回の変更前、変更後に移り変わる変更内容が設備機器の場所の移動など立地法で定める届出項目に入っていない項目でございます。本来であれば、届出どおり店舗が立地するべきであり、設備機器の位置等

に関しても、届出項目ではないからといって、変更するなら、建物設置者は報告すべき事項と考えられます。今回は、その報告がされていなかったということです。

○会長：届出が必要な項目ではないということですか。

○事務局：そうです。届出が必要な訳ではないですけれども、倫理上、望ましくないような状態といえます。

○会長：他にいかがでしょうか。ファッションセンターしまむら近江八幡店の取下げの件ですけれども、今回は1,000㎡以下で営業をするということで、大店立地法の範囲外ということになると思うのですが、仮に将来的に1,000㎡を超える形で営業をするという場合には、県公報登載、届出書の縦覧といった手続きを行って、審議会での審議を経て、1,000㎡超で営業するという形になるのですか。

○事務局：そうです、法に基づいた手続になります。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：ハイパーブックス彦根の届出に関しては、B地点で超過しています。隣接地は商業施設であって、生活環境への著しい影響はないという記載がございますが、商業施設であっても、そこでの規制基準が決まっているのです。影響はないという表現は少しおかしいのではないのでしょうか。

○会長：資料の記載は、事業者の考えを記載してあるのですか。それとも、県が評価して記載しているのですか。

○事務局：事業者の考えを記載しています。

○委員：そうすると、事業者の方に申し上げた方がいい訳ですね。

○事務局：事業者の方には、届出の前段階で私どもの方から指導させていただきます。

○会長：他にいかがでしょうか。

よろしければ、1点目の（仮称）ドラッグコスモス八幡中山店の設置者から説明をお願いできればと思います。

（仮称）ドラッグコスモス八幡中山店 （法第5条第1項 新設）

○会長：それでは、（仮称）ドラッグコスモス八幡中山店の届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで説明いただければと思います。

○設置者：では、ドラッグコスモス八幡中山店に関しまして、配慮事項等を御説明させていただきます。（仮称）ドラッグコスモス八幡中山店の店舗計画の概要ならびに交通騒音、環境調査の報告につきましては、事務局の方から御説明いただいているかと思えます。私の方からは、配慮事項等を中心に御説明をさせていただきます。届出書の15ページ、別添図面3を御覧ください。本件の建物配置図になります。本件につきましては、敷地の北側に2階建ての住居、東側に駐車場とマンション、ハイツ等が立地しております。南側は長浜警察署の敷地、また南西側に更地を挟んで2階建ての住居がございます。西側は市道に面しております、市道の向かいは商業施設でございます。

届出後に説明会を行いまして、その説明会の中で、出席者から御質問いただきました内容を中心にお話をさせていただきます。

まず、西側の市道につきましては、通学路に該当しております。14ページの周辺見取図のピンクの破線で示しておりますけれども、長浜北小学校の通学路になっております。登下校につきましては、朝の登校は開店時間前に終わっておりますので、問題はございません。ただし、下校の時間につきましては、営業時間中になります。安全対策につきましては、オープン時は交通整理員等を配置する予定です。また、年末の繁忙時等も同様でございます。通常時期につきましては、店舗の駐車場の出入口に「通学路注意」等の安全看板を設置する予定で、運転手の方に啓発していきたいと考えております。

その他、店舗の北側の住宅につきましては、2階建ての住居が隣接しておりますけれども、見通し、のぞき込み等に関しまして御要望がございました。

駐車場に面している住宅の並びの境界につきましては、目隠しフェンスをすることで、住民の方と調整しております。店舗建物側の3軒の住宅につきましては、メッシュフェンス設置で調整が完了しております。南側につきましては、長浜警察署の敷地と隣接している訳ですけれども、駐車場に面しているラインにつきましては、目隠しフェンスの形状で調整済でございます。また、店舗建物側につきましては、メッシュフェンスになる予定でございます。

建物の高さにつきましても、通常の2階建ての住宅よりも低い高さとなっております。北側の住宅区に面します部分につきましては、最大限、建物を南に寄せた形となっております、住宅との距離を保つという形とさせていただいております。

また、店舗の東側に3階建てのマンションがありまして、駐車場と耕作地を挟んだ南側に倉庫と2階建てのハイツが立地しております。事前の騒音の予測で、この2階建てのハイツ側の予測地点におきまして、敷地境界上での規制基準を超過するといった現象が確認されております。ハイツ壁面では、規制基準値55dBのところ、45dBとなっておりますので、直接生活への影響はないものと考えております。この2階建てのハイツの1階部分は、敷地境界上の1階の高さで61dBとなっております状況ですが、実際には住居側の敷地に倉庫が建っておりまして、設備機器群からハイツは見通しがきかない形になっております。2階部分は、55dBということで、敷地境界上でも基準はクリアしている状況でございますので、苦情が出るといったようなことはないかと思っております。設備機器につきましては、低騒音型を採用しておりますのと、営業開始後は定期的にメンテナンスを行いまして、劣化による音の発生防止等に努めたいと考えております。

荷さばき、廃棄物収集に関しまして、特に荷さばきの搬入車等につきましては、来客のピーク時間を避けるようにスケジュールを調節する予定でございます。

駐車場につきましては、指針の必要台数以上の駐車台数を確保しております。また、既存店の実際の来場状況を見ますと、本店舗の1,639㎡という大きさからは、駐車台数70台で十分賄える台数であると考えております。なお、オープン時につきましては、臨時駐車場を確保する方向で検討しておりまして、現在、計画地の南西側にあります大きな更地、こちらを工事用の資材置き場として地主様からお借りをしております。オープン時の臨時駐車場として、引き続き、御契約をしていただけるように調整したいと考えております。

その他、本店舗におきましては、県下で営業させていただいております既存店舗の運用に基づき、周辺的生活環境への支障が出ないように営業していく所存でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長：どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問をいただければと思います。

(仮称) ドラッグコスモス八幡中山店に関する質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：営業時間が21時45分までということで、22時までに従業員の方も含めてすべて退出するということは間違いなくできるのでしょうか。

○設置者：営業時間終了後、速やかに従業員等退店したいというふうに考えておりますので、基本的には22時までには退出するよう運用したいと思います。ただし、若干トラブルですとか残業等がないとは言い切れません。

○委員：ぎりぎりの時間ですし、夜間の最大値は夜間の車両走行音を考慮しないで予測された値だと思いますので、注意していただきたいと思います。22時以降の退出がしばしばあるようでしたら、営業時間を21時30分までにされた方が安全ですので御配慮いただけましたらと思います。

○設置者：はい。

○委員：また、東側がマンションになっているということですが、間にある倉庫というのは、コスモス薬品の倉庫ですか。

○設置者：違います。ハイツの倉庫になります。

○委員：その倉庫をもうちょっと高くすれば、より遮音効果があると思ったのですが、他の方の倉庫でしたら高くすることは無理ですね。

マンションの3階でも騒音予測の結果は問題ないということを確認されているのでしょうか。

○設置者：3階建てのマンションよりも、その南側の倉庫側にあります2階建てのハイツ側の影響が大きかったものですから、ハイツの方で予測をしております。3階建てのマンションにつきましては、2階建てのハイツよりも影響が小さい状況でございます。

○委員：はい、分かりました。

○会長：他にいかがでしょうか。

○委員：2点ございます。一つは、今回、右左折で入出庫が可能であるという御説明で、かつ先ほどの御説明で、出入口前面の道路は小学校の通学路であるということです。オープン当初ならびに繁忙期は交通整理員を配置するという事だったのですが、右左折の入出庫が可能であるなか、小学生が歩道を歩いているというのは、ドライバーの方は、特に出庫の際にいろんなことに注意を払わないといけないということがあります。交通整理員等の常時配置、あるいは少なくとも下校時間等のできるだけ集中的な配置というのをお願いできればと思います。

また、緑地とか照明柱とか、看板類が出入口のところに設置されるのですが、例えば、車のピラーでも、人が見えなくなったり、自転車が見えなくなったりするものです。特

に右左折の入出庫がありますので、ドライバーが停止して、前面道路に出ようとするところの位置には、物を置かないよう、視界を確保できるようににしていきたいと思っています。

- 設置者：1点目の交通整理員の常時配置につきまして、検討はさせていただきます。現在、現地の状況を確認しましたところ、子どもたちの下校の通学路に当たっておりますけれども、下校の状況を観察しましたら、二、三人のグループで子どもたちが帰っていくような状態で、だらだらと子どもたちの列が続くとか、車が入りにくく、ためられるような頻度での子どもの通行があるといったような状況ではございませんでした。その状況で交通整理員が要るか要らないかというのをイメージしながら状況観察しましたところ、今の状況だと、常時配置まではいかないのではないかなという感想を持っております。ただ、オープンに向けまして、警備会社さんの方の指導も受けながら、改めて検討はしていきたいと思っております。

また、2つ目の御指摘の駐車場の出入口のドライバーからの視距に障害がないように、構造物の配置には気をつけたいと思っております。

- 委員：子どもたちが列をなしていると、整理員を配置しなければならないというのは、むしろ逆かもしれないなというところがあります。列をなして来ていれば、ドライバーの方も非常に認知しやすいのですけれども、まばらにやってくると、それを、あらかじめお知らせできるかどうかが重要になると思います。その場合、整理員の方の役割というのが重要かと思っておりますので、現地の状況あるいは小学校との調整等も踏まえて、御検討いただければと思います。

- 設置者：承知しました。私ども、滋賀県内でも数店舗、営業させていただいているのですが、今、警備員を常駐させている店舗はございません。実際のところ、ドラッグストアというのはスーパーと違って、お客様の数が全く違いまして、立地法指針でスーパーと同じ数字で検討はさせていただいているのですけれども、出る数字というのは保守的に見ている数字で、現状として、出入口付近で交通が多く、危険であるといったような心配はほとんどないというふうに思っております。

- 会長：他にいかがでしょうか。

騒音に関して、21時45分に閉店し、15分で退店できるのかという話がありましたけれども、例えば、他の店舗で同様に営業されている場所があると思うのですが、閉店

してから15分ぐらいで、皆さんが退店できるような運用状況になっているのかどうか教えてください。

○設置者：現状、通常営業時間は10時から21時まででやらせていただいています、これは消費税の駆け込み需要だとか、いろいろな特殊要因を含めて、21時45分まで営業時間を設定させていただいております。

現状から申し上げますと、21時に閉店をさせていただいて、21時15分ぐらいまでには退店をしているということになります。仮に、21時45分まで営業したとしても、お客様の中には、閉店のアナウンスをしても店内に残られる方がいらっしゃるものですから、そういった場合は、追い出す訳にもいかないもので、お客様重視でやらせていただいております。けれども、現状だけ申し上げますと、21時45分を超えていることは全くありません。

○会長：もう1点、交通に関してですが、前面の道路の南側についてはすぐに広い道路に出ることができると思います。ただ、北側に行くと、誘導経路の設定されている道以外にも、多少狭い道で国道に出る道路があるような感じですがけれども、いわゆる生活道路への流入対策的なところは何かお考えでしょうか。

○設置者：届出の添付図面6に来退店経路図を示させていただいております。店舗から右折で出まして、交通量予測地点2に向かわせる経路となっておりますけれども、国道8号に出る経路が何本かございます。

ただし、実際に走ってみますと、かなり狭い道でストレスの感じる道路でして、店舗出入口の前面道路が混むということがない限りは、来退店経路図どおりに走行いただき、国道に合流していただく方が良いと考えています。

○会長：店舗出入口の前面道路は混んでいることから、他の狭隘な道に入り込むというような交通状況ではないということですか。

○設置者：北行きはそうです。北に向かいまして直近の交差点を左に行くと、西側の道路に抜けられます。「風の街」という商業施設が近接しているのですけれども、それを御利用されている方々は、西側の道路を使って国道へ抜けているという認識でございます。

○会長：今おっしゃった西側の道路に抜ける道路の交通状況は、そこは通っても集落があることや狭隘で危険であるという状況ではないということですか。

○設置者：店舗の前面道路を北に向かう道と、一本西側の道を北に向かう道は結構広い道ですけれども、それを結んでいる市道は狭いです。おそらく、一般のお客様は通ろうとは思わない、離合が難しい細い道になっています。

○会長：他にいかがでしょうか。

では、これ以上御質問がないようでしたら、建物設置者の皆様には退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：どうもありがとうございました。

ハイパーブックス彦根（法第6条第2項 変更）

○会長：それでは、引き続きまして、ハイパーブックス彦根の届出につきまして、説明をお願いしたいと思います。ハイパーブックス彦根の変更届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分ぐらいで御説明をお願いできればと思います。

○設置者：それでは、配慮事項を中心に説明させていただきます。

今回、新規テナントが入りますので、駐車場収容台数の減少に伴い、駐車場レイアウトが変更になります。これにより、夜間最大値について、洋服の青山側の予測地点Bにおいて予測値が超えます。その周辺は飲食店ですので影響は少ないと思われませんが、対策といたしまして、夜間に出入口②、③および⑤を閉鎖し、車両の動線を少なくすることにより、影響を少なくする配慮をしています。

また、駐車柵の利用規制を行うことによって、夜間に発生する騒音に配慮します。店舗の北側には寮があります。現在は利用されていないのですが、駐車場区画の利用制限をすることによって、影響を少なくしております。

夜間の退出経路等について、出入口の閉鎖や駐車柵の規制をすることによって、出入口の利用可能な場所が限られますので、退出経路等について店内表示や店内放送によってお客様に告知していきたいと思っております。来客者の会話や車両の空ぶかし等についても、店内表示や放送によってお客様に注意喚起します。

交通面においては左折イン、左折アウトを励行するために、駐車場内に誘導矢印を表示して、スムーズに入出庫していただけるようにいたします。また、出入口④からの前

面道路の中央分離帯開口部を使い、逆側車線に進入することを防止するために、出入口付近に案内看板の設置をすることによって、右折での出庫を防止する措置をしていきたいと思ひます。

廃棄物等につきましては、現在洋服の青山やサンミュージックにおいては、衣類や書籍、DVD等の簡易包装でそのまま店頭配置しているため廃棄物の量は少ないのですが、さらに簡易包装に努め、リサイクルできるものはリサイクルし、廃棄物の減量に努めていきたいと思ひております。また、新規テナントの廃棄物については、屋内に密閉式の保管室を設けることにしておりますので、外部に悪臭を発生させません。

新規テナントが24時間営業ということで、防犯対策といたしましては、現在も利用しているのですが、新規テナント付近にも防犯カメラを設置して、「なくそう犯罪」滋賀安全のまちづくり条例に基づき、指針を踏まえた運用をしていきます。また、24時間営業店舗の従業員のみならず、日ごろから従業員の防犯意識を醸成するための指導を行います。街並みづくり等においても、県や市が推進している「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守して計画し、景観にも配慮していきたいと思ひております。

それ以外に何かあれば、その都度関係機関と連携し、状況に応じて対応していきたいと思ひております。

以上、配慮事項の説明させていただきました。

○会長：どうもありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様から御質問をいただければと思ひます。

ハイパーボックス彦根に関する御質問は、すべてこの場でお願いいたします。

○委員：今日、配付していただいた概要資料の19ページ、資料No. 3の表の一番上に、夜間最大値と書かれておられて、その下に、昼間（6:00～22:00）となっていて、L A e q という値がありますが、夜間最大値の記載はどちらにございますか。

○事務局：失礼しました。事務局で届出内容をまとめた資料となりまして、昼間（6:00～22:00）は夜間（22:00～6:00）、L A e q とあるのはL A m a x の誤記でございます。

○委員：はい、分かりました。

それから、一番下に、「B地点は商業施設であり、生活環境への著しい影響はない」と書かれておりますけれども、この基準値というのはそれぞれの用途地域に応じて決められているものですから、商業地域であってもきちんと守っていただくように、努力していただきますようお願いいたします。この言い方はちょっと正しくないと思います。

○設置者：商業地であっても基準がございますのでそちらの方に影響が少なくなるように配慮していきたいと思います。表現については、書き方を変えさせていただきたいと思っています。

○会長：他に、いかがでしょうか。

○委員：まず、確認をさせていただきたいのですが、変更後、B棟と呼ばれているところが24時間営業となる。駐車場については一部区画を除いて24時間利用可能ということで、その「一部」というのが、届出図面で網かけされているところと、それから隔地駐車場の部分かと思うのです。

○設置者：はい、そうです。

○委員：駐車場①や②、③の一部、これらは24時間開けられるという理解でよろしいでしょうか。

○設置者：はい。

○委員：交通の問題というよりは、防犯の問題かもしれないですけども、深夜に開いている店舗はB棟だけのなか、駐車場が多く開放されていますと、死角になるようなところができると感じます。

例えば青少年が集まっている等のトラブル発生の原因になるようなことに対する配慮とか対応というのは、何かお考えの部分はございますか。

○設置者：防犯カメラを駐車場部分も確認できるように設定しております。また、店内のみならず、駐車場も定期的な巡回を予定しております。

○委員：B棟周辺の駐車場だけ開放して、他は閉めるということは難しいのですか。当然、防犯カメラ等は設置していただくことになると思うのですが、また御検討いただければと思います。

○設置者：検討させていただきます。

○委員：もう1点、先ほど、運営されていない寮があるというお話でしたけど、盲学

校との間で今回の営業時間の変更等に関して、何かお話をされた部分があるか、また、盲学校という学校の機能を考えると、おそらく、寮の機能があつたりする場合もあると思いますが、この学校で暮らしている人の影響とか、何か懸念事項はないでしょうか。

○設置者：盲学校とは今回の変更計画のこと、それから工事にかかるとき、工事中のことも含めまして御説明にお伺いしまして、盲学校側からも注意してほしいことなど御要望をお聞きしながら、進めさせていただいております。

寮については、洋服の青山の裏側の建物でされているというふうにお聞きしまして、届出図面に記載のある旧湖東寮というところは使用していないというふうにお聞きしております。

○委員：深夜に寮で生活している学生等がいる状況ということによろしいですか。

○設置者：そうです。

○委員：目の不自由な方というのは、音に対して敏感である可能性が高いので、十分に御配慮いただければと思います。

○設置者：はい。そちらも盲学校の方から注意するようということをお聞きしておりますので、配慮するよう心がけております。

○会長：他に、いかがでしょうか。

先ほどの御説明の中で、左折イン・アウトにするよう誘導するとか、中央分離帯の開口部から右折で出入りしないようにという話がありました。

現状、既に営業されているなか、中央分離帯の開口していることで、交通安全上の問題がないのかということ、また、右折で出入りする車がどのくらいあるのか、把握されていればお願いします。

○設置者：左折出庫の誘導をしているのですけれども、実態として、やはり右側へ出られる方もゼロではないです。

長く営業させていただく中で、何か対応できることがあればと考えているのですけれども、今のところは、右へ出ないようにという標示をすることしか考えが及びません。

繁忙日には警備員が誘導していますので、問題ございません。お客さんが少ない時間帯に関しては、交通量も少なく、お客様も慣れていらっしゃるのか、出られる方もいます。

○会長：全面道路の交通量ピークと来客のピークについては、一致する場合としない場合があると思います。左折で出入りしていただくような誘導等は配慮いただければと思います。

他に、いかがでしょうか。

ないようでしたら、ハイパーボックス彦根に関する御質問は終わりにして、設置者の方には退席いただければと思います。

どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：それでは、5分ぐらい休憩しまして、15時20分から再開ということでお願いします。

[15:14 休憩]

◇

[15:19 再開]

○会長：それでは、再開したいと思います。

まず、(仮称)ドラッグコスモス八幡中山店の内容につきまして、御審議いただきたいと思います。

内容としては、騒音の最大値が超えていること、出入口の右折イン・アウトのこと、通学路に関することが議論されたかと思いますが、御意見等ありましたら、お願いします。

そうしましたら、案を読み上げさせていただいて、それに対して、また御意見いただきたいと思います。

意見と付帯意見がありますが、意見については、「なし」でよろしいでしょうか。

付帯意見としまして、今申し上げました3点につきまして、案を読み上げます。

1つ目が騒音に関する話で、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、来客が駐車場を利用することができる時間帯に、確実に退出できるよう対策を講じられたい。」という、騒音に関するものが1点です。

2点目が交通に関する話で、「出入口に面する道路は左折での入出庫に加え、右折での入出庫を可能とするため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面表示を行うなど来退店車両誘導の徹底、および、その他適切な方法により、出入口の入出庫方法の実効性の確保および十分な交通安全対策を講じられたい。」、これが2点目です。

3点目が通学路に関する話で、「店舗の来退店車両および荷さばき車両等により、児童生徒をはじめとした店舗周辺の通学路を通行するのに危険が生じないよう交通安全対策について配慮されたい。」、この3点を付帯意見としてはと思いますけど、いかがでしょうか。

何か追加する文言等、いただければと思います。

○委員：念のために確認です。今ほど、会長が読み上げられた駐車場の利用時間については「来客が」ということだったのですが、その場合、従業員はどのように扱うのでしょうか。

○会長：従業員は入らないのでしょうか。

○委員：入ると思います。

○会長：事務局はいかがですか。

○事務局：従業員も車で退出されれば音としては発生します。ただし、立地法では、届出項目にもあるように「来客が駐車場を利用することができる時間帯」ということで、「来客」と書かれておりますので、騒音源に関して予測の対象となるのは、あくまで来客の車両が場内を走行することなどが対象になってきます。

付帯意見においても、基本的には、来客が駐車場を利用することができる時間帯に退出できるようというのが、よろしいかなとは思いますが。

○委員：少しおかしいですね。住民が聞く音というと、来客車両か従業員車両かどちらか分からないのではないのでしょうか。当然、従業員も対象にすべきではないかと思います。

○会長：立地法では来客だけが予測対象で、従業員は対象外という扱いですね。

○事務局：そうです。従業員車両から発生する音は、この届出に関しても予測の対象とはしていないところがございます。

○会長：立地法では、来客が対象なので、来客が退出できるようにという話になりますけど、仮に従業員が夜間に騒音を出していたら、それは別の法律で規制するというふうになるのでしょうか。

○事務局：従業員が発生させた音が何かの規制になるかというのは、環境基本法や騒音規制法とかで基準はございますので、従業員が発生させた音でも、当然基準以下にすることは望ましいとは思いますが、これが確実に守らないといけないものか、届出が必要なものかなど、申し訳ないですけど、今の時点で分からないところがあります。

ただ、立地法の枠の中で話しますと、「来客が」というふうにされているところがございますので、立地法に関する届出の内容を審議する審議会において、立地法外の話が付帯意見に含むというのは、なかなか難しいと思います。

○会長：それでしたら、付帯意見としては、来客が対象ということでよろしいですか。

他に、何かありますでしょうか。

そうしましたら、先ほど読み上げました内容を、付帯意見ということで出したいと思っています。

次に2件目、ハイパーボックス彦根につきましても御審議をいただければと思います。こちらに関しても、騒音の基準値を超えること、駐車場に関連すること、24時間営業ということで青少年のい集等の防犯に関すること、そういったところが議論されたかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員：概要資料の15ページの「オ」の部分で、未定と書いてあります。未定という小売業が、24時間営業するのですか。

○事務局：コンビニを誘致したいというお話は聞いております。ただ、確実に小売業者名が決まった訳ではございません。コンビニでもセブンイレブンであったり、サークルKであったり、ファミリーマートであったり、いろんな小売業者がおりまして、決まっていないということでしたので、「未定」という形で表記されています。

○委員：未定というのは固有名詞じゃなくて、まだ決まってないということですか。

○事務局：決まっていないということです。

○委員：決まっていないのが、24時間営業するということですか。

○事務局：そうです。24時間営業する店舗を立地したいという届出です。

○委員：概要資料の次に記載されています「カ」の部分で駐車場利用可能時間が24時間というのは、未定が確定されないうちは、24時間の利用は発生しないということでしょうか。

- 事務局：未定が確定しなくても、駐車場利用可能時間帯は8月制限のかからない項目ですので、法律上は届出後すぐに24時間利用することができます。仮にコンビニが入らなくても、駐車場の利用時間帯としては24時間に変更できます。
- 委員：営業時間と駐車場利用可能時間帯の2つの変更で、24時間営業の店舗のお客が入れるということですか。
- 事務局：はい。
- 委員：そうすると閉店時間の後、30分や1時間で駐車場はクローズするというのが、今までの届出でみられたところですけど、どんな小売店も24時間で出せば問題ない訳ですね。
- 事務局：公告縦覧や住民説明会開催等を経て、県意見通知の有無の後に開店または変更するわけですから、具体的な計画がないということは、周辺住民等からすると、いつどのように開店するか、変更するかわからないわけです。これは、法のスキームを無視した行為でありますので、あまりに関連性のないような届出というのは、指導という形で、望ましいものではないということできせていただいております。
- 委員：今回の届出では未定で決まっていなわけですから、24時間認めるというのはどうなのでしょう。
- 会長：立地法の難しいところですが、届出してから審議して、結果が出るまでの期間が何か月かあります。その期間にテナントを探そうという発想なのでしょう。
- 委員：私の考えでは、変更届出とかは、変更のあるときにその都度させるというのが、あなた方の仕事だと思っています。
- 事務局：変更があるときはと法律上もなっておりますので、その都度、理由に応じてするものと考えております。
- 委員：今回のように未定でしたら、決まってから出せという言い方があるのではないかと思うのです。
- 事務局：届出にあたっての協議では、コンビニが入ってくるというのは確認しております。配置等も具体的に計画されております。審議会後に、未定テナントが決まりましたら法第6条第1項の事後的な届出がありますので、これは審議会にかける案件ではないのですけれども、何になったかというのは、把握できる状態になります。
- 会長：運用上はどのあたりまでが未定でもよいとかはあるのですか。

○事務局：新設であれば、少なくとも1,000㎡を超える小売業者と出店が決まっている小売業者について届出を行います。

○会長：建物設置者というのは、店舗であったり、地主であったり、いろんなケースがあります。例えば、地主だったら、今からお店を誘致するといっても、テナントは未定の可能性もありますので、このような状態で届出というような場合も可能なのでしょうか。

○事務局：全く未定ですと、予測のしようがないところがあると思います。今回のハイパーボックス彦根のような小売店を誘致するという変更でしたら、例えば、騒音予測なら、荷さばきや廃棄物保管庫の位置、排気口の位置など、場所や導入する機器が特定されているから、騒音予測の精度が高まるのです。

ただし、内容が決まっていなくて、その排気口の位置も機器の種類も分かりませんし、この店舗を誘致することによって、駐車場台数がプラスアルファどれだけ要るか等変更したときに生活環境への影響を考え、応じた配慮があるかないか、意見を付すか付さないか判断しようがないのです。

○会長：法律上は可能ということですか。

○事務局：はい、届出はできるけれども、審査しようがないという言い方になりますでしょうか。根拠が乏しいので意見を付す可能性が高いと思います。

○会長：24時間かどうかは別として、可能な範囲で営業時間を長目に設定するというケースは過去にもあります。22時で騒音の基準値が変わり、配慮内容も変わりますので、22時までには収めるか、超えるかというのが設置者の判断に影響するのかと思います。では、他に御意見等、いかがでしょうか。

それでは、「意見はなし」でよろしいですか。

そうしましたら、先ほど申しました騒音、駐車場、24時間営業に関して案を読み上げます。

1つ目が騒音に関連して、「騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合は、誠意をもって対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、出入口②および③、駐車場からの夜間制限区域については、利用時間以外は確実に閉鎖するとともに、場内の輻輳する動線を踏まえた場内の安全確保対策を講じられたい。」、これが騒音に関する意見です。

それから、「今回の届出における駐車台数の変更に伴い、渋滞等の問題が予見される場合および生じた場合は、必要な駐車場を確保できるよう事前の準備を行うとともに、必要に応じて道路管理者および交通管理者等関係機関と協議し、交通整理員の配置など速やかに適切な対策を講じられたい。」、これは駐車場台数が減少することに対する付帯意見になります。

最後は24時間営業の話で、「24時間営業を行うことから、店舗に青少年がい集まることのないよう巡回および呼びかけ等の対策を実施されたい。」、この3点を付帯意見として付けてはと思いますが、いかがでしょうか。

何か追加する文言があれば、お願いしたいと思います。

そうしましたら、この3点を付帯意見ということにしたいと思います。

それでは、2件の審議を終えましたので、今の結果を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事に答申をいたします。御了解を願います。

また、知事への答申の案文につきましては、今回は変更がなかったので多分いいと思いますが、後日改めて、委員の皆様にも御確認いただいた上で、答申することによりたいでしょうか。

では、その他、事務局から報告事項等があれば、お願いいたします。

3. その他

○事務局：本日は、御審議ありがとうございました。

では、まず報告事項といたしまして、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第6条というのがございまして、審議会での議決を経ない案件であります報告案件が1件ございますので、簡単に御説明させていただきます。

本日お配りしております、概要資料27ページからの資料No.4を御覧ください。

今回の報告事項でありますアヤハディオ大津店の概要でございます。届出日は平成29年3月29日でございます。変更内容に関しましては、店舗の開閉店時間を8時から21時、駐車場の利用可能時間を7時半から21時半に変更するものでございます。

概要資料の28ページを御覧ください。

営業時間の延長でございますので、それに伴います等価騒音の予測結果につきまして、全予測地点において基準値以下という結果となっております。また、夜間最大値に関し

ましては、店舗から発生する夜間の騒音源は、こちらの店舗に関しましてはございませんので、予測の対象外とさせていただきます。

こちらの案件に関しましては、概要資料の最後のページでございますけれども、36ページの議決を経ない報告案件の判断基準のうち、⑦、⑧の2つに該当いたしますので、報告事項とさせていただきます。ただし、営業時間の延刻となりますので、周辺住民からみますと、これまで発生していなかった時間帯において、騒音が発生するということがございます。そのため、付帯意見といたしまして、「今後、住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応協議し、適切な対策を講じられたい。」という文言を、付けさせていただきますと存じます。

審議会で議決を経ない案件の報告は、以上でございます。

続いて、連絡事項でございます。次回審議会の審議予定案件の御説明をいたします。

同じく、概要資料の35ページからの資料No.5を御覧ください。次回審議会の審議予定案件に関しましては、新設が1件、変更が1件、報告が1件として計画しております。

まずは、表の左側、甲賀市にて営業中のコメリパワー水口店でございます。こちらの設置者は株式会社コメリとなっております。敷地内に自動車販売店を立地することから、荷さばき施設の位置変更等が変更事項となっております。こちらの届出に関しましては、次ページの36ページの報告案件の種類のうち、⑦、⑨および⑩に該当する案件となりまして、報告での処理を計画しております。

次に2件目、表の真ん中でございます。彦根市で営業中のアル・プラザ彦根でございます。設置者は株式会社平和堂等でございます。届出内容は、駐車場台数を減数する変更届出となっております。

3件目につきましては、表の右側でございますけれども、東近江市で営業予定の（仮称）ドラッグコスモス中野店でございます。本日も御審議いただいた建物設置者でございますけれども、設置者は株式会社コスモス薬品でございます。医薬品を扱う店舗となっております。

次回の審議会に関しましては、11月29日、水曜日、10時からの予定でございます。同じ月内、立て続けの開催となりますけれども、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長：はい、ありがとうございました。

何か御質問等、ございますか。

よろしければ、これで閉会とし、進行をお返しいたします。

4 閉会

○中小企業支援課：本日は、長時間にわたりまして御審議を賜りました。まことにありがとうございました。

次回は11月末になりますが、これもよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

[15:44 閉会]